

日本母体救命システム普及協議会 運営規定

(名称)

第1条 本協議会は、日本母体救命システム普及協議会、英語名Japan Council for Implementation of Maternal Emergency Life-Saving System (J-CIMELS)と称する。

(設立経緯)

第2条 日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本麻酔科学会、日本臨床救急医学会、京都産婦人科救急診療研究会、妊産婦死亡検討評価委員会の7団体は、過去の事例分析により、我が国の妊産婦死亡の一段の低下を目指すには、産婦人科医師のみでなく、救急医、麻酔科医、コメディカル等との協働及びその実践教育が重要との認識に基づき、本協議会を設立した。

(目的)

第3条 本協議会の目的は、妊産婦死亡の更なる減少を目指すため、あらゆる職種の周産期医療関係者に標準的な母体救命法を普及させると共に、効果的な母体救命医療システムの開発とその実践を促進すること、及びこれによる妊産婦への質の高い医療の提供と周産期医療の向上を通じて社会の福祉に貢献することである。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的達成のために、母体救命システムに関わる次の事業を行う。

- (1) 母体救命システムの研究・開発、調査・検証、及び実践の支援
- (2) 母体救命システムの普及のための講習会・研修会の企画と実施
- (3) 母体救命インストラクターの養成と認定
- (4) 母体救命講習会受講者の講習修了認定
- (5) その他本事業遂行に必要な業務

(幹事会・委員会)

第5条 前条の事業を円滑に遂行するために、幹事会及び諸委員会を設置する。

- (1) 幹事会
- (2) プログラム開発・改定委員会

- (3) 企画運営委員会
 - (4) インストラクター育成委員会
 - (5) 認定委員会
 - (6) 学術委員会
 - (7) 渉外委員会
- 2 幹事会は、各構成団体からの代表とその推薦する者及び各委員会委員長で構成する。
 - 3 委員会の委員は、各構成団体からの推薦に基づき選出される。各委員会の委員長は、幹事会で決定する。
 - 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(講習会・研修会の種類)

- 第6条 第4条(2)に定められた母体救命講習会・研修会は、委員会が直接的に開催する講習会・研修会(以下、主催講習会等と称す)と、インストラクターに開催を委託する講習会・研修会(以下、公認講習会と称す)の2種類とし、各々の講習内容は委員会の承認を得なければならない。
- 2 第4条(3)に定められた母体救命インストラクターを養成するための講習会・研修会を行い、インストラクターの養成及び認定を行う。講習内容は委員会の承認を得なければならない。
 - 3 各種講習会のコース名称や開催要件等に関する事項は別に定める。

(認定取消)

- 第7条 第4条に規定する認定の取消は、委員会の議を経て、幹事会の承認を得なければならない。

(疑義)

- 第8条 第7条の議決に不服がある場合は、本協議会に疑義を申し立て、あるいは弁明することができる。

(公示)

- 第9条 本協議会は母体救命システム普及事業に関する必要な事項を、関連団体のホームページに公示するものとする。

(事務局)

- 第10条 母体救命システム普及事業の事務局は日本産婦人科医会におく。

(細則)

第11条 第4条を円滑に運営するために、別途、規定施行細則として定める。

(規定の変更)

第12条 本規定の変更は、委員会の発議により幹事会の議を経て変更できる。

附則

この規定は2015年10月1日より施行する。